



長野県報

11月14日(木)
令和元年
(2019年)
第56号

目 次

告 示

| | |
|--|---|
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（5件）（森林づくり推進課） | 1 |
| 解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課） | 2 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課） | 3 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課） | 3 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課） | 3 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課） | 3 |
| 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課） | 4 |
| 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課） | 4 |
| 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課） | 4 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課） | 4 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課） | 5 |

公 告

| | |
|----------------------------------|---|
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2件）（都市・まちづくり課） | 5 |
| 都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止（都市・まちづくり課） | 5 |



長野県告示第290号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

長野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第291号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

千曲市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第292号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北佐久郡立科町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び立科町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第293号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下高井郡山ノ内町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第294号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上水内郡小川村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小川村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第295号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

上伊那郡中川村葛島2670の12(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第296号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村葛島2670の64（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第297号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
添ヶ久保
- 2 指定の区域
東筑摩郡山形村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第298号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域を指定します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
添ヶ久保、悪沢2、大平2、大平3、橋爪2、ほうり山3、ほうり山4、古堤3、城山2、大嵐2、大嵐3及び堤南
- 2 指定の区域
東筑摩郡山形村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第299号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域を指定します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
横出ヶ崎
- 2 指定の区域
東筑摩郡朝日村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
添ヶ久保
- 2 指定の区域
東筑摩郡山形村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第301号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域を指定します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
添ヶ久保、悪沢2、大平2、大平3、橋爪2、ほうり山3、ほうり山4、古堤3、城山2、大嵐2、大嵐3及び堤南
- 2 指定の区域
東筑摩郡山形村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第302号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域を指定します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

横出ヶ崎

2 指定の区域

東筑摩郡朝日村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

東筑摩郡朝日村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第305号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域を指定します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

二ノ沢口

2 指定の区域

東筑摩郡山形村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第306号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域を指定します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

古川寺沢

2 指定の区域

東筑摩郡朝日村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害警戒区域を指定します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

六觀音

2 指定の区域

東筑摩郡山形村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第304号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

古川寺沢

2 指定の区域

長野県飯田建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年12月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年11月14日

長野県飯田建設事務所長 丸山義廣

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 下久堅知久平線
 3 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|---------------------------|------------------------|
| 飯田市下久堅下虎岩2932番の2地先から 飯田市下久堅知久平599番の1地先まで | 旧 | m 9.4~19.7 | km 0.0860 |
| 同上 | 新 | m 9.4~19.7 9.4~19.7 | km 0.0860 0.1060 |

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

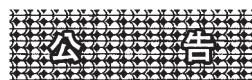
その関係図面は、告示の日から令和元年12月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年11月14日

長野県飯田建設事務所長 丸山義廣

- 1 路線名 下久堅知久平線
 2 供用を開始する区間
 飯田市下久堅下虎岩2932番の2地先から
 飯田市下久堅知久平599番の1地先まで
 3 供用を開始する期日 令和元年11月14日

道路管理課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
 木曾福島都市計画地区計画 田尻地区地区計画
 2 縦覧場所
 長野県建設部都市・まちづくり課及び木曾郡木曾町役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
 木曾福島都市計画用途地域
 2 縦覧場所
 長野県建設部都市・まちづくり課及び木曾郡木曾町役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により令和元年11月17日に開催を予定していた上田都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課